

## 国際日本文化研究センター博士研究員受入要項

（令和元(2019)年12月19日 制定）  
（令和4(2022)年12月22日 最終改正）

### （趣旨）

第1 この要項は、人間文化研究機構外来研究員規程（平成16年11月15日制定）第2条第8号に規定するその他機関において定める研究員及び研究者のうち、総合研究大学院大学先端大学院先端学術専攻国際日本研究コース（以下「国際日本研究コース」という。）修了者で、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）において研究を行う者（以下「博士研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

### （受入資格）

第2 博士研究員として受入れることのできる者は、次の全ての各号に該当する者とする。

- （1）受入開始時点で、博士後期課程を修了し、博士の学位取得後5年を経過しない者、または、受入開始時点で、所定の修業年限以上博士後期課程に在学し、所定の単位数以上を取得して退学した者で、退学後1年以内に博士の学位取得見込みの者
- （2）常勤の職に就いていない者
- （3）他の制度による、科研費応募資格を有する研究員等に該当しない者

### （申請）

第3 博士研究員としての受入れを希望する者は、別記様式による申請書に研究計画書、履歴書、業績一覧（以下「申請書等」という。）を添えて、別に定める期日までに、所長に届け出なければならない。

### （受入承認）

第4 所長は前項の申請があった場合、国際日本文化研究センター研究協力委員会及びセンター会議の議を経て、センターの研究の進展に寄与すると認められる場合に限り、その受入れを承認するものとする。

### （受入期間）

第5 博士研究員の受入期間は受入開始日から起算して通算5年以内とし、かつ、博士の学位取得後5年を超えることはできない。ただし、当該研究員が科学研究費助成事業の研究課題の研究代表者である場合は、当該研究課題の補助事業期間内において1年の期間延長を認めることができる。

### （義務及び権利）

第6 博士研究員は、受入期間中毎年度、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（日本の永住権を持つ者を除く外国籍の者にあつては外国人特別研究員。以下「特別研究員等」という。）に応募しなければならない。なお、本要項2（1）の博士の学位取得見込みの者はこの限りではない。

2 センター内の施設、設備、文献資料等の利用について、博士研究員は、他の外来研究員に準ずる権利を有する。

(身分の喪失)

第7 博士研究員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を喪失するものとする。

- (1) 博士の学位取得後5年を経過した場合。
- (2) 所定の修業年限以上博士後期課程に在学し、所定の単位数以上を取得して退学した者で、退学後1年以内に博士の学位を取得できなかった場合。
- (3) 常勤の職に就いた場合。
- (4) 他の制度により科研費応募資格を有する研究員等となった場合。
- (5) 受入期間中に博士研究員自らが受入れの終了を申し出た場合。
- (6) センターの規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合。
- (7) 本要項6. の定めに反し、特別研究員等に応募しなかった場合。
- (8) その他研究に従事することが適当でないと所長が認めた場合。

(報告書の提出)

第8 博士研究員は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を所長に提出しなければならない。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、博士研究員の受入れに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2(2020)年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3(2021)年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和5(2023)年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第1の規定については、総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コースの前身である総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻の修了者に準用する。

別記様式（第3関係）

年 月 日

博士 研 究 員 受 入 申 請 書

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者 氏 名 印

下記により、博士研究員として受け入れを許可くださるようお願いいたします。

記

氏 名 (Full Name) (カタカナ)	
国 籍	
受入希望期間 (通算5年以内)	年 月 日 ~ 年 月 日
研究課題名	
受入教員名・職名 (※)	印
博士の学位取得日 又は取得予定日	年 月 日
研究期間中の居所	〒  電話
備 考	

※ 受入教員の直筆により記載の場合は押印不要

添付書類：研究計画書、履歴書、業績一覧